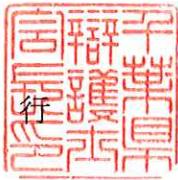


平成27年6月19日

## 少年法の適用年齢引き下げに反対する会長声明

千葉県弁護士会

会長 山本 宏 行



### 第1 声明の趣旨

少年法の適用年齢を、現行の20歳未満から引き下げることに反対する。

### 第2 声明の理由

- 1 2015年6月17日、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることを趣旨とする「公職選挙法等の一部を改正する法律案」が、参議院本会議において可決され、成立した。

上記法律案中には、附則として、「民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」との定めがあり、これを受け、自由民主党内などにおいて、少年法の適用年齢を現行の20歳未満から、上記法律案にあわせる形で、18歳未満に引き下げようとする議論がなされている。

しかし、それぞれ法律において、立法趣旨や、適用年齢が定められた歴史的経緯などが異なる以上、すべての法律を一律に考えるべきではないことは明らかであり、個々の法律において、これらの背景を踏まえた上で議論がなされなければならない。

- 2 少年法は、少年の健全な育成を期し、その性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うことを目的とする法律である。すなわち、少年が成長過程にあることを捉えて、少年非行にはその資質と生育環境が大きく影響していることから、少年の資質面の問題に対してはその性格の矯正を、少年の生育環境に対してはその環境の調整を、それぞれ保護処分という手段で行うことで、少年の健全育成を図ろうとするものである。

少年法は、全件送致主義、科学主義などの原則を採用している。刑罰法令に触れた少年は、すべて家庭裁判所に送致され、家庭裁判所調査官による社会調査や、場合によっては少年鑑別所に収容しての心身鑑別を通じて、非行の動機や背景事情を調査し、必要な対策を講じることとされている。すなわち、少年の資質と生育環境の問題点に、人間関係諸科学の知見を利用して対処することで、上記の少年法の目的を達成しようとしているのである。

また、1948年に制定された現行少年法は、旧少年法が適用年齢を18歳未満としていたものを、20歳未満に引き上げたものである。かかる年齢引き上げの趣旨について、立法提案者は、20歳以下の者による犯罪の増加と悪質化に対処するため、刑罰よりも保護処分によつ

てその教化を図る方が適切であることを理由としている。

そして、現行少年法の下、近年では、少年による犯罪件数は減少の一途をたどっているのであり、現行少年法の「若年者の犯罪対策には、刑罰より保護処分が妥当」という趣旨は、現代においても等しく妥当するものなのである。

3 一方で、近時、少年による重大犯罪が報道されるたびに、少年による重大凶悪犯罪が後を絶たないのは、少年法の少年に対する処分は甘いからであり、少年にも成人と等しく厳罰を科すことによって、治安を維持すべきであるとの議論がなされている。

しかし、少年犯罪が増加あるいは凶悪化していることを示す統計的数値は一切存在せず、重大犯罪抑止のために少年法の適用年齢を引き下げる基础づける立法事実は存在しない。

また、マスメディアで報道されるような重大犯罪の多くが、2000年以降数度にわたる少年法の改正の結果、成人と同様に刑事裁判手続に付され、重い刑罰が科されうるようになっている。仮に少年法の適用年齢を引き下げたとしても、重大犯罪に対する処分が重くなるわけではなく、重大犯罪抑止のための手段としては、関連性が薄い。

さらに、適用年齢そのものを引き下げることで、これまで保護処分によって対処されてきた、18歳及び19歳の少年の犯罪への対処が、刑罰によってしかできないことになる。平成21年版犯罪白書によると、「事件の動機、背景事情等を可能な限り解明し、その者の行動傾向や態度、再犯の可能性も的確に把握した上で適切な処遇を行うことが必要である」と指摘されている。そして、上記の家庭裁判所調査官による社会調査や、少年鑑別所による心身鑑別は、正に犯罪白書で指摘された裁判防止の手段を実践する仕組みである。すなわち、少年法適用年齢を引き下げることで、こうした社会調査や心身鑑別の対象から18歳及び19歳の少年を外すことになるのであるから、これらの者の再犯防止のための対策を、後退させることにつながるのである。

よって、少年犯罪の重大化や凶悪化という理由で、少年法の適用年齢を引き下げるべきではないのである。

4 よって、当会は、少年法の適用年齢引き下げに強く反対するものである。